

議案第十六号

三朝町水道事業等の設置に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業等の設置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町水道事業等の設置に関する条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業等の設置に関する条例（昭和四十三年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三朝町水道事業の設置等に関する条例

第二条第三項中「七〇〇〇人」を「一三〇〇〇人」に改め、同条第四項中「三〇一〇立方メートル」を「七二〇〇立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。